

IADSA NEWSFLASH

2018年10月

コーデックス委員会：岐路に立っているのか？

コーデックスは国際食品規格を制定する機関である。したがって、コーデックス委員会は189カ国の全加盟国が遵守すべき規格やガイドラインを策定する。自由貿易への障壁が生じると、正誤の判断を下すにあたっての重要な基準点として、コーデックスが措置を講じる。

11月にベルリンで行われるコーデックス栄養委員会では、サプリメントに関する今後の国際規制フレームワークの要素に大きな影響を及ぼすと思われる二つの新たな取り組みが議題に乗る。アルゼンチンは、食品およびサプリメントの使用に関するプロバイオティクスの統一ガイドラインを策定する、プロバイオティクスに関する提案を提出した。このガイドラインでは、例えば、政府認定機関が市販前に製品の事前検査を行うことを義務付けている。エジプトは、ボディビル・サプリメントに配合するタンパク質を規制する案を提出したが、どのような措置が含まれることになるのかは未定である。

何年にもわたり、コーデックスはサプリメントを含む食品に対し、いわゆる横並びの要件を上手く策定してきた。コーデックスや加盟国政府と協働することで、我々はサプリメントの製造に用いることのできる添加物について、強調表示やそのほか多くの問題に関する幅広い要件などを大きく進展させてきた。

しかし一方で、この二つの新たな取り組みは、コーデックスの将来の方向性について、ある種の課題や疑問を引き起こしている。

- ・サプリメント・カテゴリーの特定の部分、今回のケースではプロバイオティクスやタンパク質サプリメントなど、を規制するのはコーデックスの役割なのだろうか？

- ・カテゴリー内のあるひとつの部分に対し規制が開始された場合、すべての部分の規制プロセスが開始されることにならないだろうか？

- ・プロバイオティクス製品に政府認定機関の検査が必要になるのであれば、他の製品にも検査を行わなくてはならなくなるのではないのか？

IADSAは何年にもわたり、コーデックスの作業に携わってきた。コーデックスや加盟国が政府やサプリメント業界、そして消費者にとって有益な規制の中で、結果を達成できるよう熱心に支援してきた。

我々は今、帰路に立っているようだ。サプリメント業界の利益が守られるよう、IADSA全般において調整の仕事が必要となっている。

コーデックス栄養部会 第40回会議

IADSA議題
ドイツ、ベルリン
2018年11月26～30日

1. 年長児および小児の NRV-R に関する審議文書
2. 食品およびサプリメントの使用における統一プロバイオティクス指針の審議文書
3. EPA および DHA 長鎖オメガ-3 脂肪酸に関する NRV-NCD 提案書
4. ボディビルディングを目的とした、タンパク質サプリメントの一般要件に関する新たな作業の提案書

規制ニュース

インド



ICMRがビタミンおよびミネラルの上限値を発表

FSSAIが医学研究評議会(ICMR: Indian Council of Medical Research)の研究について述べた通知を発表した。この研究は、サプリメント、栄養補助食品、特別用途食品、特定医療用食品、機能性食品および新規食品に関する2011年食品安全基準法の対象製品に用いられる栄養成分の許容上限摂取値(TUL: tolerable upper limit)に関するものである。

インドの上限値は、他の国際組織が設定した値と同調している。インドの上限値は、サプリメントに含まれるビタミンおよびミネラルの最大値が現行法の1日の推奨量(RDA: recommended dietary allowance)よりも高く設定すべきかどうかを判断するため、特別に設定された。

インドは、最大値が未だ安全性に基づいて設定されていない数少ない国の一つである。

FSSAIのPawan Kumar Agarwal長官が、サプリメントは公衆衛生にとって重要であるとの見解

インド食品安全基準局(FSSAI: Food Safety and Standards Authority of India)長官は先日行われたサプリメントおよび栄養補助食品のリソースセンター会議で次のように述べた。「サプリメントは業界の成長という点からだけでなく、公衆衛生という点からも、当国にとって非常に重要な分野である。FSSAIはこの作業に着手し、サプリメントや栄養補助食品のテーマに関するノウハウのデータバンクを作るべく、様々な国々と協力している」

この声明は7月にReCHaNが開催した会議の後に、全国メディアで報道された。

今年初旬に、FSSAIはReCHaNとともに覚書に署名した。ReCHaNは、IADSAとインド工業連盟(CII: Confederation of Indian Industry)が設置したリソースセンターで、ベスト・プラクティスを裏付け、インド国内で有効な科学に基づいた規格と規制を可能にするための機関である。

韓国

健康機能成分に関する新たな要件

韓国食品医薬品安全局(MFDS: Ministry of Food and Drug Safety)は、緑茶抽出物、アロエベラ葉、ガルシニア抽出物およびプロバイオティクスの使用に関する条件を改定した。機能性成分としてのカテキン中のエピガロカテキン没食子酸塩(EGCG: epigallocatechin gallate)は、摂取に関する警告と使用法を合わせて表示することが条件で、1日当たり摂取量が300 mgに設定されている。アロエベラ葉およびガルシニア抽出物の使用法が追加される。プロバイオティクスの製造法についても改定されており、使用法が新たに追加される。プロバイオティクスの原材料の中でエンテロコッカス株は、抗生物質抵抗性遺伝子または毒性遺伝子がない時にのみ使用するべきである。

当改定は2018年9月5日の発行日に施行された。

http://www.mfds.go.kr/brd/m_207/view.do?seq=14285&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&company_cd=&company_nm=&page=1

台湾

アレルギーが6種から11種に

衛生福利部(Ministry of Health and Welfare)は、食品アレルギー表示規制の改定を発表した。これは、国際的な食品アレルギー表示ガイドラインや国内の食品アレルギー臨床データとの調和を念頭に入れたものである。

改正によってアレルギー物質の数が6個から11個へと拡大された。詳細は次の通り:

- ・甲殻類およびその製品
- ・マンゴーおよびその製品
- ・ピーナッツおよびその製品
- ・ゴマ、ひまわり種子およびその製品
- ・牛乳、ヤギ乳およびその製品。牛乳およびヤギ乳由来のラクチトールは除く
- ・卵およびその製品
- ・ナッツおよびその製品(アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ピーカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカダミアナッツ、松の実、栗等を含む)
- ・グルテンを含む穀物およびその製品(小麦、大麦、ライ麦、オーツ麦等を含む)
- ・大豆およびその製品。純度の高い、または高度精製大豆油(脂質)、トコフェロールおよびその派生物、植物ステロール、植物ステロールエステルは除く。

・最終製品において二酸化硫黄の総量が10 mg/kg以上の濃度となる亜硫酸塩および二酸化硫黄等の使用。

・魚およびその製品。ビタミンまたはカロテンノイド製剤のキャリアとして用いられる魚由来ゼラチン、アルコール中の増粘剤として用いられる魚由来ゼラチンは除く。

新たな要件は2020年7月に施行される。



欧州連合

鶏卵膜の加水分解産物がサプリメントの新規成分として認可

欧州食品安全機関(EFSA: European Food Safety Authority)は先日、新規食品として鶏卵膜の加水分解産物(用量はサプリメント中に1日あたり450 mg)を承認した。

鶏卵膜の加水分解産物は、タンパク質ベース、水溶性のオフホワイト色粉末で、主な構成物質はエラスチン、コラーゲンおよびグリコサミノグリカンで、飼育されためんどり(ニワトリ、*Gallus domesticus*)の卵由来である。

次のステップは欧州委員会による承認の提案であるが、これには欧州連合加盟国による特定賛成多数決が必要となる。

2つの新規食品が特定多数決を獲得

加盟国は特定多数決によって、サプリメントに使用できる2つの新規成分を認可した。

申請はピロロキノリンキノニンナトリウム(pyrroloquinoline quinone disodium)と1-メチルニコチンアミドクロリド(1-methylnicotinamide chloride)に関するもので、最大値が前者は20 mg、後者は58 mgで承認された。

提案されている使用法および使用量においては安全であるとEFSAが結論を下したため、申請はどちらも5年間のデータ保護を獲得した。

欧州連合が新規食品リストを修正

欧州委員会は先日、新規食品の欧州連合リストを修正した。
この改正は、当初の欧州連合リスト(2017年12月20日版)にあった多くの問題を修正したもので、リスト全体にまとめられ、全ての加盟国において直ちに適用される。

EFSAがアルギン酸プロピレングリコールエステル(E 405)の安全性を調査

EFSAは先日、アルギン酸プロピレングリコールエステル(E 405)による安全性の懸念はないと確認した。

特に当局は、暴露推定値が調査したどの集団グループにおいても1日あたり55 mg/体重kgというADIを超過していなかったと指摘した。

当添加物は現在、サプリメントへの使用が1000 mg/kgで認可されている。

アスタキサンチンの安全性が再び確立される

EFSAは規制No.2283/2015の枠組みにおいて、新規食品としてのアスタキサンチンの安全性評価を行うため、データ収集に乗り出した。

<http://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/180725>

これは、1日あたり8 mgという最大値でサプリメントに新規食品として使用されるアスタキサンチンの安全性が、サプリメントや他の食品での使用が認可されているものを含め、全ての摂取源からのアスタキサンチンの累積摂取量を考慮した上でも新規食品規制の要件と一致しているか、欧州委員会がEFSAに意見を求めたことを受けたものである。

EFSAがモノコリンKの安全性に懸念を表明

モノコリンKは、血中LDLコレステロール濃度の維持に関する健康強調表示が認められているが、筋骨格系の重篤な有害作用に繋がる恐れがあるとEFSAが述べた。

EFSAの意見は、EU域内の複数の加盟国が当成分の摂取に関連する有害作用の存在について懸念を表明した結論を確認したものである。

EFSAの結論は、欧州委員会がサプリメントに紅色酵母米の使用を禁止することに繋がる可能性がある。

ラクチオール粉末に関する新規食品認可

EUはラクチオール粉末をサプリメントの新規食品成分として認可した。

サプリメントの成分としてラクチオール粉末に市販承認が下りた。

今回の承認は、カプセルまたは錠剤形のサプリメントに最大量1日あたり20 gでラクチオールを使用することを認めた2017年3月発表の承認内容を拡大するものである。

ラクチオールはサプリメントを含む複数の食品に添加物として認可されている。新規食品決定は栄養・生理学的目的の使用を認可している。

欧州連合が低置換度ヒドロキシプロピルセルロースをサプリメント錠剤に認可

欧州委員会は先日、食品添加物の許可リストを更新し、最大量20,000 mg/kgにおいてサプリメント錠剤に使用する低置換度ヒドロキシプロピルセルロース(L-HPC) E463aを追加した。

この添加物は不溶性のセルロースで、圧縮性に優れ結合特性を有しているため、固形のサプリメント錠剤の製造を促進する。

フランス

食品環境労働衛生安全庁(ANSES)がヨウ素の過剰摂取リスクに関する警告を発表

フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)は先日、食品の海藻を摂取することによるヨウ素の過剰摂取リスクについての意見を発表した。

この意見の中で、ANSESは特定のリスク集団(プレスリリースで特定)が海藻や海藻由来のサプリメントを摂取することに対し反対する呼びかけをしたが、通常の消費者については慎重に摂取するよう推奨した。

さらに、ANSESは海藻由来のサプリメントはヨウ素不足を補うのには不適切であると強調している。

現在は、この問題に対応するべく、所轄官庁がさらに警告表示またはその他の規制手段を講じるかどうかの判断が待たれる。

<https://www.anses.fr/en/content/seaweed-consumption-remain-vigilant-risk-excess-iodine-intake>

イタリア

植物法を改訂

先日発表された新たな植物法は、前回の2012年7月国内植物法(最終的に2014年3月の法案によって改定)を完全に差し替えたものとなっている。

主な変更点は付属文書内の詳細に関するもので、この付属文書は、サプリメントへの使用が許可されている植物(およそ1300種)のポジティブリストを一つ提供している。このポジティブリストには、植物のラテン名や族、同義語ラテン名、「これまで使用が許可されてきた植物の部位」、必要であれば特別表示・警告表示またはその他の表示など詳細が記載されている。

この新法は義務化されている「サプリメントに用いられている成分や植物処方(植物由来成分)の使用を裏付ける文書」に関する保健省ガイドラインの更新版を法律に統合している。

文書は、通常のサプリメント通知手順に義務化されているわけではないが、本文書を含む電子コピーまたはハードコピーの文書は、市販のいかなる時にもイタリア保健省またはその他の監督当局など、イタリアの所轄官庁によって求められる可能性がある。

ラトビア

植物由来成分に関する規則案を通知

ラトビアはTRISシステム(2018/421/LV)にて、植物、植物部位および食品への使用が制限されているその他の成分に関する新たな規制案を通知した。

この新規制は、食品に使用することができない62種の植物および植物部位のリストをより明確に紹介することを狙いとしている。リストに掲載されている植物は、その毒性についてよく知られているものが多い。また食品への使用が制限されている16種の植物および植物部位、ならびにサプリメントにのみ使用することができる13種についても掲載している。

規制の施行は2020年1月1日が予定されている。

二酸化チタンの粒子サイズおよび粒子分布を調査するようEFSAに新たな委託

EFSAは、二酸化チタン(E171)の粒子サイズを調査するよう新たな委託を正式に受けた。この委託は2016年の意見に関するもので、当局はこのとき、粒子サイズと粒子分布は

仕様の中で明らかにしなければならないとしていた。この意見は9ヵ月以内に最終決定された。

二酸化チタンについてはフランスで先月、懸念が高まっていた。政府はEFSAに対し、当添加物はがんの原因とはならないと結論づけた当局の意見を再考するよう求めている。7月にEFSAは当添加物の安全性を繰り返し発表した。

オランダ

ビタミンB6の上限値を導入

オランダは先日、成人を対象としたサプリメントの1日あたり推奨摂取量に関し、ビタミンB6の上限値を21 mgとする最終法的文書を発表した。特に様々な年齢層の小児を対象とした製品についてはより低い上限値を設定した。

ビタミンAおよびビタミンDに適用する上限値は現在と同じ値(ビタミンAは1,200 µgレチノール当量、ビタミンDは75 µg)が継続されている。8月に発表された当法は2018年10月1日に施行される。

英国

グルコサミン製品の製品ステータスの変更

医薬品・医療製品規制庁(MHRA: Medicines and Healthcare products Regulatory Agency)は先日、主成分のグルコサミンが1178 mg/日(グルコサミン硫酸塩1500 mgと同等)と同量またはそれ以上の用量を配合した製品は、今後医薬品とすると発表した。

1178 mg/日未満の量を配合しているサプリメントについては、今後も販売することができる。一方で業界団体は、登録医薬品との違いを観察するため、サプリメントには主成分のグルコサミンを1100 mg(グルコサミン硫酸塩1400 mgと同等)を超過して配合すべきではないと推奨している。

MHRAの発表は、グルコサミンの身体に対する薬理学的作用に関する根拠と、当成分が医療目的で用いられているという事実の両者に基づいた控訴院の判断を受けたものである。

この新たな見解により、英国で影響を受ける製品は再処方またはステータス変更を余儀無くされる。原則として他の加盟国のグルコサミンの法的立場や条件には変更はない。

英国がEU離脱後の食品法に関する意見を求める

英国食品基準庁(FSA: Food Standards Agency)は、食品・飼料の安全性および衛生に関するEU法を「保持」という提案に関する公開諮問を立ち上げた。

FSAは「EUとの交渉次第で、英国は情報や専門知識の交換、科学ネットワークへの貢献、欧州国間での協力に基づいたEFSAとの密接な協働関係を再定義し、正式なものにする」と強調している。

FSAは(EU委員会よりも)適切な英国当局が、食品が遵守すべき安全性レベル(衛生または汚染に関するものなど)を設定し、認可を下すことができるようにすることを提案している。

2016年6月に英国は国民投票を行ったところ、過半数が2019年3月にEUを離れることに投票した。これがEU離脱とよばれるプロセスで、現在EUが実施している食品安全管理機能が英国に戻されることになる。

ブラジル



サプリメントに関する新規制を公表

7月27日、ブラジルはサプリメントに関する規則の新たな「パッケージ」について発表した。サプリメント・カテゴリーに関する規制フレームワークをより明確にするものである。新規制では、使用が認められている成分および物質のポジティブリスト、明確なラベル要件、認められている栄養強調表示および健康強調表示、食品添加物のポジティブリストを提示している。認可リストに記載されている多くの成分に関しては、上限値および下限値が設定されている。ビタミンおよびミネラルの上限値は、以前ブラジルで設定されていたものよりも高く、この地域の他の規制に調和した値となっている。特に重要なのは、サプリメントの大多数が登録の対象にならず、よりシンプルな通知プロセスの対象となることである。その一方で、酵素やプロバイオティクスを配合するサプリメントは、依然として登録の対象となる。ANVISAはさらに、サプリメントを含むすべての食品成分におけるプロバイオティクスの使用に特定の規制を発表した。プロバイオティクスの評価に関する要件を提示しており、プロバイオティクス株がもたらす健康効果に加え、安全性の実証

などが含まれる。

先日、ANVISAはこの規制の新パッケージの適用に関するFAQを発表しており、明確な指針を提供しようとしている。

メキシコ

食品添加物規制が再び更新される

7月中旬に連邦衛生リスク対策委員会(COFEPRIS)の衛生当局が、食品添加物の規制を更新した。これはサプリメントを含むすべての食品カテゴリーに影響を及ぼす。変更となったのはタマリンド種子由来の多糖の使用に関するもので、この成分はGMPに従い、増粘剤、乳化剤、安定剤、ゲル化剤といった機能区分とともに使用することができる。さらに、グルコアミラーゼ遺伝子を含むトリコデルマ・リーセイ由来のグルコアミラーゼも追加されている。グルコアミラーゼ遺伝子はフザリウムから分離されたもので、コーンシロップの製造時に使われる。乾燥デンプンの上限値は0.16 GAU/g。

ウルグアイ

サプリメントの規制案

8月に保健省はサプリメントの規制案に関する公開諮問を立ち上げた。この規制案は酵素、プロバイオティクス、生物活性物質、抽出物、さらにはビタミンやミネラルの使用を予測する定義に関する提案も含む。使用が認められている成分は食品成分と認められるべきで、新規成分の場合、ブラジルまたはEUで承認されているものであれば、認められることになる。ビタミン剤およびミネラルの上限値は無毒性量(NOAE: No Observed Adverse Effect Level)に基づいている。健康強調表示の使用に関しては、EU、米国食品医薬品局、カナダ公衆衛生庁、ブラジルANVISAが許可したものに限り使用できる。公開諮問は9月14日に終了した。



米国

FDAが生きた微生物を配合するサプリメントの表示について指針案を発表

米国食品医薬品局 (FDA: Food and Drug Administration) は、生きた微生物を配合するサプリメントの表示について指針案を発表した。

この指針案は企業に対し、サプリメントの成分表に、規制がこれまで求めていた重量による定量に加え、生きた微生物の量をコロニー形成単位 (CFU) で示すよう求めている。



ユーラシア経済連合

委員会は食品ラベルの読みやすさに関する規格を採用

ユーラシア経済連合の7月理事会は、食品ラベル技術規制の改訂最新版について検討した。これは、食品およびサプリメントに用いられるラベルの読みやすさおよび理解に関する要件を定めたものである。

改訂に関し、

- ・読みやすさの規格は最小フォントサイズおよび背景とのコントラストの使用に基づいている。
- ・これはすべてのメッセージまたは表示に適用される。
- ・製品名、容量、製造日および使用期限は、高さが2 mm以上のフォントサイズで表示するものとする。
- ・フォントサイズは小文字で高さが0.8 mmより大きくなくてはならない。このフォントサイズは、製品の組成、保管条件、製造者/会社/輸入者の名称および住所、推奨および制限事項、製造業者の連絡先情報、使用期限に関する情報に適用される。

この改定法案が通過すれば、製造業者は製品ラベルのデザインを直さなければならない。

EECが適合性評価の新たな手順を構成する技術規制の新たな改訂を開始

ユーラシア経済連合 (EEC: Eurasian Economic Commission) の理事会が、決議案に関する公開議論を提案した。この決議案は、関税同盟の技術規制改訂を求めるもので、

先日採用された規格 (EEC協議会の標準適合性評価手順) に基づいた新たな適合性評価フォーマットや手順を導入している。

この改訂の導入には締め切りがなく、「可能であれば」導入される予定である。改訂はEECがEAEU加盟国と連携して草稿を作成する。

特別用途食品 (サプリメントを含む) の登録証明書発行を管理する規則が改訂され、こうした証明書の有効期限を5年間に制限されることになる。

ベラルーシ

消費者権利保護法をEAEU技術規制と調和

消費者権利保護法の改正が、先日ベラルーシの法的インターネットポータルで発表された。

今回の改正では、特に製造業者 (ベンダーまたはサプライヤー) が消費者に提供する以下のような情報について明確にしている。

- ・製品の組成、栄養表示 (乳幼児のための食品、治療的および栄養補助的食品、さらにはカロリー値やビタミン含有量)
- ・遺伝子組換え生物が含まれている場合はその表示
- ・サプリメントを含め、特別な目的に関する情報 (それぞれの年齢層や特定の疾病のための特別な栄養素、症状、禁忌)。特別用途食品の強調表示は、文書によってその根拠が裏付けられる。

コーデックス委員会の概要

1963年 コーデックス
が最初の会合を開く

1963
20
年前

IADSAが初めて
参加

2005
ビタミン・ミネラルサプリメント
に関する指針CAC-GL55

サプリメントに関する コーデックスにまつわる番号

1

— 特定ガイドライン

56

— サプリメントのための
食品添加物に関する
規定

239

— サプリメントに使用が可能な食品
添加物(Cat.13.6 + 表3規定)

コーデックスが推奨するビタミン・ミネ
ラルサプリメントに配合されている各
ビタミン・ミネラルの1日当たり用量の
最小推奨摂取量(CAC-GL55-20)

15%

SAFETY

安全性—サプリメントに配合されるビタミン・ミネラルの最大量
は、科学リスク評価によって設定されたビタミンおよびミネラル
の安全上限値を考慮して決定すべきである。

コーデックスはどのように機能しているのか

1955
JECFA

1963
JMPR

2000
JEMRA

2010
NUGAG & JEMNU

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA: Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)が1955年に設立された。JECFAの作業は、食品添加物、汚染物質、食品中の獣医用医薬品の残留物に関する規格および指針をコーデックス委員会が公布するにあたり、根幹となる重要性を持つ。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR: Joint Meeting on Pesticide Residues)。JMPRは1963年以来定期的に会合を開き、残留物や農薬の分析的側面の評価、最大残留量の推定、毒性学的データの評価、検討中のヒトに対する農薬の1日あたり許容摂取量の概算を出している。

FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA: Joint FAO/WHO Expert Meetings on Microbiological Risk Assessment)が2000年に開始された。これは、コーデックス委員会とFAO/WHO加盟国からの要望、ならびに微生物学に関する食品安全問題についてリスクに基づいた科学的意見の必要性が増してきていることを受けたものである。JEMRAは、食品の安全を強化する措置や決定に情報提供するためのツールとして、微生物学的リスク評価(MRA: Microbiological Risk Assessment)を開発および最適化することを狙いとしている。

FAO/WHO 合同栄養専門家会議(JEMNU: Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition)が2010年に設立された。JEMNUはFAO/WHOが栄養に関する科学的助言を加盟国やコーデックス委員会のような組織に提供する役割を強化することを狙いとしている。このプロセスは「食品安全性および栄養に関する科学的助言の提供に関するFAO/WHOのフレームワーク」に詳述している。

コーデックスは、「栄養不良の二重負担が公衆衛生にもたらす影響に対処するための効果的かつ安全な栄養措置に基づいた根拠を強化するべく」2010年に設立されたWHO栄養ガイダンス専門家諮問グループ(NUGAG: WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group)からの科学的助言についても検討している。NUGAGの活動には、肥満や、食事に関連した非伝染性疾患(NCD: noncommunicable disease)の予防のための食事目標や、WHOの糖類および脂肪酸に関するガイドラインの更新などが含まれる。

食品汚染物質—CCCCF
(オランダ)

食品添加物—CCFA
(中国)

食品衛生—CCFH
(米国)

食品輸出入検査・認証制度
—CCFICS
(オーストラリア)

食品表示—CCFL(カナダ)

分析・サンプリング法—
CCMAS
(ハンガリー)

食品輸出入検査・認証制度
—CCFICS
(オーストラリア)

栄養・特殊用途食品—
CCNFSDU
(ドイツ)

残留農薬—CCPR
(中国)

食品残留動物用医薬—
CCRVDF
(米国)

コーデックス憲章 第1条

コーデックス委員会は国連食糧農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization)および世界保健機関(WHO: World Health Organization)の長官に対し、FAO/WHO合同食品基準プログラムの施行に関するあらゆる問題について、提案を行い、諮問を受けるものとする。その目的は、

- (a) 消費者の健康を保護し、食品貿易の公正な実施を確保する
- (b) 国際的な政府機関および非政府機関が行うすべての食品規格に関する業務の調整を促進する
- (c) 適切な組織の援助により、規格草案の優先順位を決定し、作成に着手および指導する
- (d) 上記(c)に基づき作成された規格を最終決定し、コーデックス委員会で公表する。この際、可能であれば、上記(b)において他の機関がすでに最終決定した国際規格と合わせて、地域的または世界規模の規格として公表する
- (e) その後の状況を踏まえて、公表された規格を適宜改正する

コーデックスの プロセス 8つ のステップ

8

規格の作成に
は、平均4.2年
かかる

4.2

コーデックス規格

草稿を執行委員会に提出しクリティカルレビューを受け、委員会に提出し採択される

STEP 8

クリティカル・レビュー
コメントについて検討し、最終的な
修正が加えられる

STEP 7

各国によるコメント提出
加盟国およびコメントを提出
できるオブザーバーに規格案を
回覧する。

STEP 6

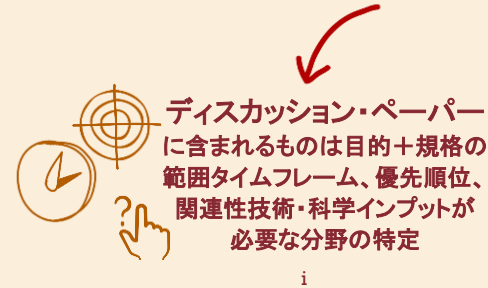
規格原案の草稿
草稿を執行委員会に提出し
クリティカルレビューを受け、
委員会に提出し採択される

STEP 5

STEP 5/8
ステップ6、7は省略
可能。これにより、
採択までのプロセス
が加速される。

STEP 1

規格案文書の
考案



STEP 2

規格原案の提示
事務局が規格原案の準備を用意
する。通常は電子作業部会を通して
行う。

各国によるコメント提出
規格原案はコーデックスのオンライン・
コメントシステム(OCS)を通じて回覧
し、コメントを受け付ける

STEP 3

コメント提出
規格作成を担当する部会が、
規格原案を修正する。

STEP 4

